

川越市告示第 111 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めるため、同法第19条第7項の規定により、その案を公告するとともに、次により縦覧に供する。

令和7年2月27日

川越市長 森田 初 恵



1 縦覧期間

自 令和7年2月27日（木）

至 令和7年3月13日（木）

2 縦覧場所

(1) 川越市役所産業観光部農政課窓口（本庁舎5階）

(2) 川越市ホームページ

3 意見書の提出

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、地域農業経営基盤強化促進計画の案について、川越市に意見書を提出することができる。

